

第3 入札及び契約制度等の概要

1 地方自治法関係法令

入札及び契約制度等に係る主な関係法令の規定（抜粋）は、次のとおりである。

（1）地方自治法（以下、「法」という。）

契約の締結

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができます。

（略）

債務負担行為

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

長期継続契約

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

（2）地方自治法施行令（以下、「施行令」という。）

指名競争入札

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によるこ

とができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少數である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

随意契約

第 167 条の 2 法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
 - 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
 - 三 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 29 条に規定する身体障害者更生施設、（略）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、（略）から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより役務の提供を受ける契約（略）をするとき。
 - 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。
 - 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - 八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
 - 九 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- （略）

(参考) 施行令別表第5

(単位:万円)

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	250
財産の買入れ	160
物件の借入れ	80
財産の売払い	50
物件の貸付け	30
前各号に掲げる以外のもの	100

2 福島県財務規則(以下、「規則」という。)関係

入札及び契約制度等に係る本県財務規則等の規定(抜粋)は、次のとおりである。

(1) 福島県財務規則(以下、「規則」という。)

予定価格の決定方法

第255条 予定価格は、一般競争入札に対する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 契約権者は、前項ただし書きの規定により単価について予定価格を定める場合においては、当該一般競争入札に対する事項中種類、数量、金額、履行場所、契約期間等支出負担行為と関連のある事項について、あらかじめ支出負担行為権者に協議しなければならない。

予定価格の決定の基準

第256条 予定価格は次の各号に掲げる価額によって定めなければならない。

- 一 契約の目的となる物件又は役務について物価統制令に規定する統制額(同令第3条第1項ただし書きの規定による主務大臣の許可に係る価格等の額を含む。以下、「統制額」という。)のある場合には、当該統制額をこえない価額。
 - 二 契約の目的となる物件又は役務について統制額のない場合は、契約権者が適正と認め決定した額
- 2 前項の規定により予定価格を定める場合においては、当該物件又は役務

の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短その他の事情を考慮しなければならない。

随意契約による場合の予定価格の限度額

第 267 条 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じそれぞれ定める額とする。

(略)

第 267 条第 1 項各号は次のとおり

(単位 : 万円)

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	250
財産の買入れ	160
物件の借入れ	80
財産の売払い	50
物件の貸付け	30
前各号に掲げる以外のもの	100

予定価格の決定

第 268 条 契約権者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ規則第 255 条及び第 256 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、別に定める場合は、この限りでない。

見積書の徴取

第 269 条 契約権者は、随意契約によろうとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、予定価格 50 万円未満の場合を除くほか、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 前項の場合において、別に定める場合にあっては、見積書を徴さないことができる。

(2) 福島県財務規則施行通達 (以下、「施行通達」という。)

第 267 条の 3 関係

随意契約の手続については、平成 17 年 3 月 28 日付制定「随意契約の手続の特例に係る契約の過程及び結果の公表等の取扱要領」により処理する。

第 268 条関係

- 1 「別に定める場合」とは、魚市場、青果市場その他の公設の市場を通じて生産物等を売り払う場合をいう。
- 2 物品購入調書により購入する場合又は修繕調書により修繕(改造)を行う場合においては、決定した予定価格の内容と見積書の内容とが一致し、当該見積書提出の相手方と契約を締結しようとするときは、調書上に「別紙見積書のとおり」と記載し、該当欄の記載を省略することができる。

第 269 条関係

- 1 「なるべく」のうちには、次に掲げるような場合には、これによらなくて差し支えないという意味を含む。これらの場合にあっては、支出負担行為調書上にその具体的な理由及び根拠を記載すること。
 - (1) 急速に契約しなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。
 - (2) 本庁又は合同庁舎内公所の共通物品に係る単価契約の契約相手方から当該単価契約に係る物品を当該単価契約の額により購入するとき。
 - (3) 契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適当であるとき。
- 2 予定価格が50万円未満の場合であっても、競争性を確保するために必要があるときは、2人以上の者から見積書を徴すること。
- 3 前記イの「別に定める場合」とは、次のものに係る契約をいう。
 - (1) 郵便切手、はがき、収入印紙等専売価格の定めがあるものの購入
 - (2) 官報、新聞、雑誌、法規追録等の定期刊行物及び図書（図書券を含む。）の購入
 - (3) 研修、講習等の会場借上げ
 - (4) 土地及び建物の購入又は借上げ
 - (5) 1件の予定価格が2万円未満の賄材料（賄材料のうち生鮮食料品については金額のいかんを問わない。）の購入
 - (6) 前記以外のもので、契約の内容又は性質から社会通念上見積書を徴することが実態に即しないとき。（試験研究又は調査等の委託、タクシーの借上げ、生産物・製作品の実習販売、診療依頼、保険契約のようなもの。）

(3) 単価契約

会計事務必携 平成 8 年(抜粋)

第 7 章 物品

第 2 節 物品の受け入れ

第 1 物品の受け入れの原因ととの決定等

1 購入

ア 単価契約の意義

(ア) 単価契約とは、一般にあらかじめ数量及び金額を確定できないものについて、単価を契約の主目的として一定の期間を区切って、当該期間内において供給を受けた実績数量を乗じて得た対価を支払うことを内容とする契約をいう。

単価契約は、法令上用いられている用語ではないが、地方公共団体において従来から運用されている契約である。

(イ) 単価契約は、同一の品種、規格の物品の購入、同一仕様に基づく製造、修理、加工等について行われ、その物品の納入を供給者の能力に応じて隨時に行わせるもの、注文者側の必要に応じて納入させるものなど種々の場合が考えられるが、総数量をあらかじめ確定することができないもの、あるいは、一定期間の総数量はあらかじめ確定することができるが、これを一括契約することが不便な場合などに行われることを特色としている。

(ウ) 現在、県において単価契約を行っているものは、一般文房具、砂利、ガソリン等の購入、青写真の焼付、写真の現像及び焼付け、いすカバー等のクリーニング、機器等の修繕等があり、それぞれ所要量につき競争入札又は随意契約の方法により契約を締結している。

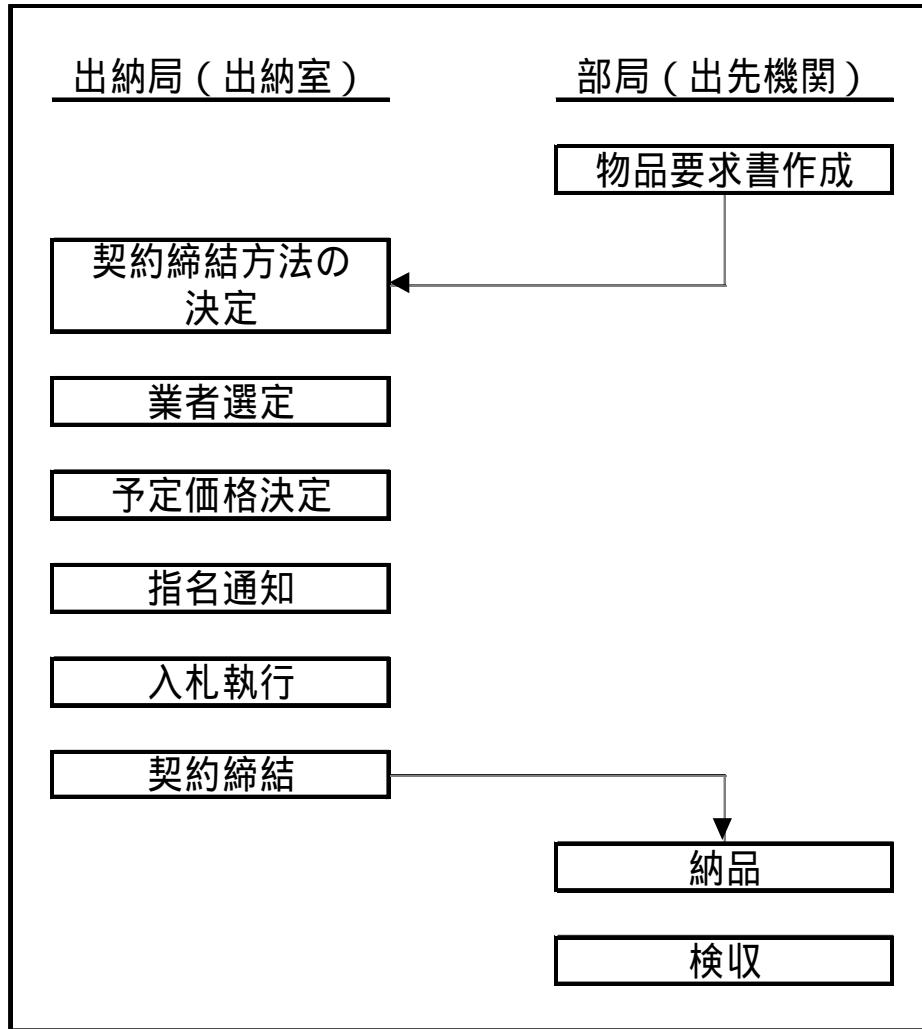
3 県の入札及び契約等制度について

(1) 入札及び契約等事務フローについて

入札契約の方法、物品の種類、予定価格などにより異なるが、出納局で所管する物品購入事務の場合の基本的な手続フローは、次のとおりである。

なお、詳細については、「第4 外部監査の結果 全般的な事項 1 入札・契約手続の現状」において記載し、分析を加える。

〔 物品購入契約のうち予定価格100万円以上の例 〕



(2) 予定価格について

県が入札又は見積合せを実行するに際し、契約の相手方を決定する基準とするため、また県が単独随意契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準とするため、契約権者（知事又は委任を受けた者）があらかじめ作成するものをいい、当該物件又は、役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短、その他の事情を考慮して決定する。

(3) 入札制度について

一般競争入札

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」が適用される購入予定額が3,200万円以上の案件（WTO案件）については、すべて一般競争入札を実施している。その他100万円以上の案件について、一部を抽出して実施している。

契約の概要、入札参加資格などをあらかじめ公告し、一定の資格要件を満たした者により入札を行う。

指名競争入札

予定価格が100万円以上の案件については、指名競争入札を実施している。

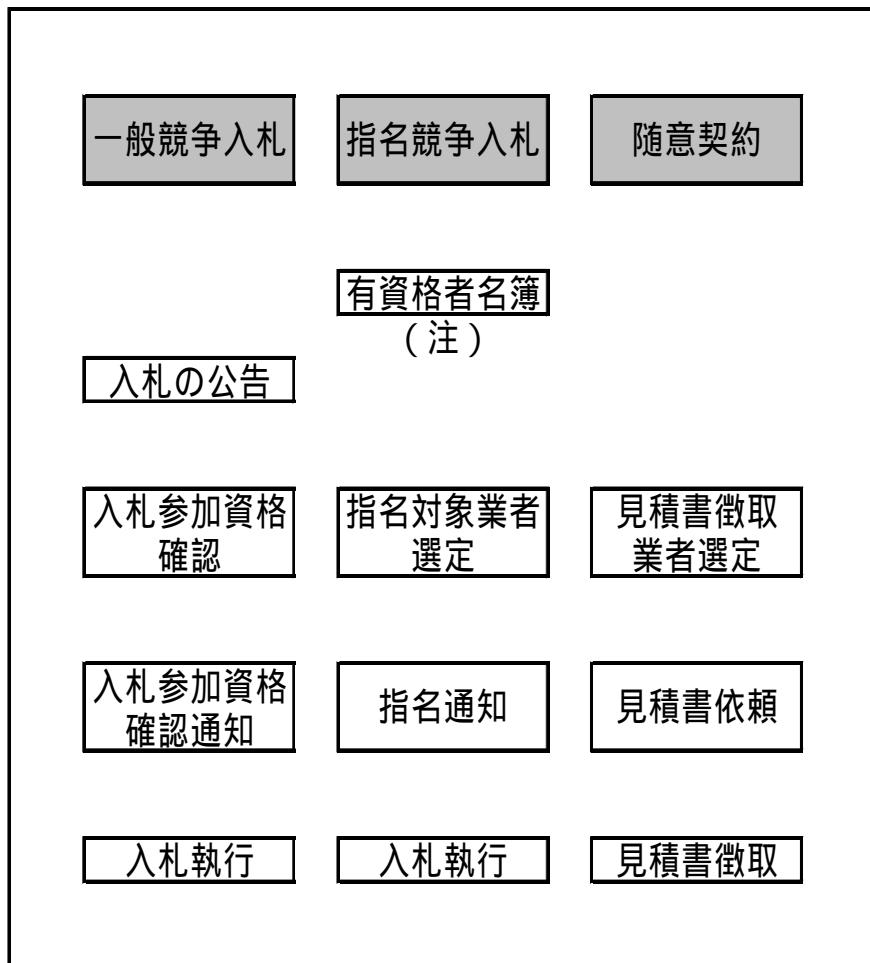
入札参加資格を有する者の中から発注者が指名し、その指名業者によって入札を行う。

随意契約

予定価格が100万円未満の案件、性質又は目的が競争入札に適さない案件については、見積合せ又は単独による随意契約を実施している。

見積合せにより複数の中から選定した相手方又は競争の方法によることなく任意に特定の者を選定した相手方と契約を締結する。

(4) 入札等の基本的フロー



(注) 平成18年4月1日より、会社名・所在地・代表者名
・営業品目を県のホームページで公表している。

(5) 出納局と各地方振興局出納室の業務分担

出納局作成「平成 18 年度包括外部監査予備調査資料」より

(1) 対象機関・公所（財務規則第 4 条 2 項及び第 5 条 2 項・3 項）

出納局の担当機関・公所

本庁機関・県庁舎内に所在する公所

各地方振興局出納室（県北を除く）の担当機関・公所

合同庁舎（地方振興局が所在するものに限る）内に所在する公所（当該合同庁舎の敷地と同一又は隣接する敷地内に所在する公所を含む）

(2) 対象業務（財務規則第 4 条 2 項及び第 5 条 2 項・3 項、同施行通達第 5 条関係 3 項）

上記（1）対象機関・公所の一般物品の購入契約事務（特定物品を除く）

【特定物品の範囲】財務規則施行通達第 5 条関係

- (1) 美術品
- (2) 図書及び地図（これらの電子媒体版を含む。）
- (3) 官報、新聞その他の定期刊行物
- (4) 現像フィルム及び写真並びに複写機による複製物
- (5) 試験問題印刷物
- (6) 都道府県が共通に使用する申請書、ポスターその他これらに類するもの
- (7) 郵便切手、収入印紙その他これらに類するもの
- (8) 国有ワクチン等緊急用ワクチン
- (9) 傷病鳥獣に要する飼料
- (10) 交際費又は食糧費に係る物品
- (11) 花輪、生花及び供物
- (12) 実験、医療、工作、工事、製造加工又は実技試験の用に供する原材料
- (13) 動物
- (14) 図書カードその他これに類するもの
- (15) 野菜、果物その他の生鮮物
- (16) ビデオソフト
- (17) 試験・分析等に使用する薬品

- (18) 名刺
- (19) 出納局又は地方振興局出納室で単価契約した物品（ただし、備品を除く。）
- (20) 1件の予定価格が10万円未満の消耗品及び報償費により購入する物品並びに印刷物（消耗品の購入にあつて災害等これによりがたい場合はこの限りではない。）

（6）各部局（出先機関）の業務分担

出納局作成「平成18年度包括外部監査予備調査資料」より

- （1）本庁機関・県庁舎及び合同庁舎内（地方振興局が所在するものに限る）内に所在する公所（当該合同庁舎の敷地と同一又は隣接する敷地内に所在する公所を含む）
出納局（各地方振興局出納室）が契約する一般物品を除く特定物品の購入契約事務
- （2）上記（1）以外の公所
一般物品及び特定物品（重要物品を除く）の購入契約事務

(7) 入札及び契約等に係る運用手続きの主な改正について

時期	改正内容									
平成 6 年 11 月	次の制度を新たに導入（WTO案件） 一般競争入札（予定価格 2,900 万円以上）									
平成 16 年 4 月	一般競争入札によらなければならない予定価格の引上げ（WTO案件） 一般競争入札（予定価格 3,200 万円以上）									
平成 16 年 10 月	出納局契約分及び各地方振興局出納室契約分における運用の改正 ア 一般競争入札の範囲を拡大 出納局：予定価格 100 万円以上の重要物品・理化学機器等の一部を抽出 イ 指名競争入札の範囲を拡大 出納局：予定価格 100 万円以上の物品及び印刷物 ウ 指名人員及び見積人員の拡大 出納局：下表のとおり <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>契約方法</th> <th>予定価格</th> <th>指名(見積)人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指名競争入札</td> <td>100 万円以上</td> <td>7 人以上</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>50 万円以上 100 万円未満 30 万円以上 50 万円未満 30 万円未満</td> <td>5 人以上 3 人以上 単独見積</td> </tr> </tbody> </table>	契約方法	予定価格	指名(見積)人員	指名競争入札	100 万円以上	7 人以上	随意契約	50 万円以上 100 万円未満 30 万円以上 50 万円未満 30 万円未満	5 人以上 3 人以上 単独見積
契約方法	予定価格	指名(見積)人員								
指名競争入札	100 万円以上	7 人以上								
随意契約	50 万円以上 100 万円未満 30 万円以上 50 万円未満 30 万円未満	5 人以上 3 人以上 単独見積								
平成 18 年 5 月	出納局契約分及び各地方振興局出納室契約分における運用の改正 入札結果の公表 出納局：予定価格 100 万円以上の物品及び印刷物									

平成 18 年 7 月	<p>出納局契約分及び各地方振興局出納室契約分における運用の改正 見積人員の拡大 出納局：下表のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="561 422 790 473">契約方法</th><th data-bbox="790 422 1144 473">予定価格</th><th data-bbox="1144 422 1377 473">見積人員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="561 473 790 579">随意契約</td><td data-bbox="790 473 1144 579">10 万円以上 30 万円未満 10 万円未満</td><td data-bbox="1144 473 1377 579">2 人以上 単独見積</td></tr> </tbody> </table>	契約方法	予定価格	見積人員	随意契約	10 万円以上 30 万円未満 10 万円未満	2 人以上 単独見積
契約方法	予定価格	見積人員					
随意契約	10 万円以上 30 万円未満 10 万円未満	2 人以上 単独見積					

(8) 談合情報対応フロー

入札前に談合情報の提供があった場合の対応に係る出納局のフロー図は、次のとおりである。他の部局等は、工事の場合のフロー図に準じている。

今回の監査対象機関においては、結果として談合の事実は確認されなかつた。

